実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標

勤労者生活の充実を図ること

1. 政策体系上の位置付け等

|基本目標| Ⅲ | 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

4 |勤労者生活の充実を図ること 施策目標

施策目標 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活 の調和対策を推進すること

※重点評価課題10(少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現 <u>に向けた取組)</u>

個別目標1 労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること

(評価対象事務事業)

- 労働時間等設定改善援助事業
- 労働時間等設定改善推進助成金
- · 職場意識改善助成金

┫別目標2 仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること

(評価対象事務事業)

- ・仕事と生活の調和推進プロジェクト
- ・仕事と生活の調和推進会議の開催

個別目標3 多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること

(評価対象事務事業)

- 特別な休暇制度普及促進事業
- ・テレワークの普及促進等対策

施策の概要(目的・根拠法令等)

平成19年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議にて決定された 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という。)及 び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という。)においては仕事と生活の調和の実現した社会、すなわち、

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③ 多様な働き方・生き方の選択できる社会

を目指すとの観点から、国は、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに社会的基盤づくりを積極的に行うこととされている。

上記②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会に向けて、国は労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など労働時間等の設定改善の取組支援等を行うこととされていることを踏まえ、厚生労働省において仕事と生活の調和実現に向けた労働時間の設定改善の促進等の取組を実施しているところである。 主管部局・課室 労働基準局勤労者生活部企画課 関係部局・課室

現状分析(施策の必要性)

平成20年における年間総実労働時間は、事業所規模30人以上で1,836時間となっており、長期的には減少傾向にあるものの、一般労働者(常用労働者のうち、パートタイム労働者をのぞいた労働者)については、年間総実労働時間は事業所規模30人以上で、2,017時間となっており、長期的に見ると、ほぼ横ばいで推移している。また、週労働時間別の雇用者の分布をみると、35時間末満の雇用者の全体に占める

割合が増加する一方、60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するなど「労働時 間分布の長短二極化」の状況にある。

また、平成19年における年次有給休暇の平均取得率については47.7%となって おり、近年取得率は5割を下回る状態で推移しており、長時間労働の抑制さらには仕事 と生活の調和の実現に向けては、年次有給休暇の取得促進についても一層の推進が求め られているところである。

一人ひとりの働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことは、 個々人はもとより、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために不可欠な取組で あり、また、前掲の憲章及び行動指針において、仕事と生活の調和した社会の実現に向 けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標として、中長期的な数値目標も設定 されたところであり、厚生労働省として仕事と生活の調和の実現に向けた取組を一層推 進していく必要がある。

施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※		】内に	は、目標達成率	:(実績値/	′達成水準)
----------	--	-----	---------	--------	--------

		H16	H17	H18	H19	H20
1	労働時間等の課題について労使が 話し合いの機会を設けている割合 (単位:%)(前年以上/毎年)			38. 6 [-]	41. 5 [-]	46. 2 [111.3%]
2	週労働時間60時間以上の雇用者 の割合(単位:%)(前年以下/ 毎年)	12. 2 [-]	11. 7 [-]	10.8	10.3	1 O. O [97.1%]
3	年次有給休暇取得率(単位:%) (前年以上/每年)	46. 6 [-]	47. 1 [-]	46. 6 [-]	47. 7 [-]	— (集計中)

(調査名・資料出所、備考)

上記指標1~3は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)」に掲げられたものを踏襲。なお、同指針においては、指標1~3について、それぞれ以下のように中長期的な数値目標(各主体の取組が進んだ場合の社会全体の目標値)が掲げられている。 日標(各土体の取組が進んに場合の社会主体) (いずれも、現状→5年後→10年後) 1:41.5%→60%→全ての企業で実施 2:10.8%→2割減→半減 3:46.6%→60%→完全取得 なお、調査名は以下のとおり。

- 1:厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する 意識調査」
- 2:総務省「労働力調査」
- 3:厚生労働省「就労条件総合調査」(企業規模30人以上)
- ・指標2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、よりいさい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。 ※指標3については、平成20年度の数値を現在集計中であり、21年10月頃公表予

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 パート労働者を除く労働者の所定 外労働時間(単位:時間)	179	180	187	192	175

(調査名・資料出所、備考)

厚生労働省「毎月勤労統計調査」※事業所規模30人以上

施策目標の評価

【有効性の観点】

労働時間等の設定改善を通じた仕事と生活の調和対策を推進するに当たっては、(1) 社会全体の気運醸成を図る(個別目標2)とともに、(2)長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、個別企業の取組の促進を実施すること(個別目標1)を併せて推進することが有効である。このため、社会全体に仕事と生活の調和の意義・効果等を広く訴求することと、中小企業を中心とする個別企業の取組をきめ細かくサポートするこ

とを併せて推進すべく様々な施策を着実に実施しているところであり、各指標の目標も 達成していることから、その有効性を確認することができる。

【効率性の観点】

- (1) 社会全体の気運醸成を図るため、
- 〇全国的な気運醸成を図る取組として、我が国を代表する10社の仕事と生活の調和の 取り組み状況や成果を社会全体に広く周知する「仕事と生活の調和推進プロジェクト」
- を展開し、さらに 〇各地方の事情に応じた効果的な気運醸成を図るため、都道府県ごとに「仕事と生活の 調和推進会議」を設置し、労使、学識経験者等の関係者相互の合意形成の促進を図ると ともに、「仕事と生活の調和推進プロジェクト(地方版)」を実施しているところであ
- (2) 個別企業の取組の促進に向けては、
- 〇憲章及び行動指針の趣旨を踏まえ、事業主及びその団体が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めた「労働時間等見直しガイドライ ン(労働時間等設定改善指針)」の改正及びその周知を実施したほか、
- ○事業主団体を通じた「労働時間等設定改善援助事業」の実施 ○中小企業団体に対する「労働時間等設定改善推進助成金」の支給 ○中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給
- ○都道府県労働局への「労働時間設定改善コンサルタント」の配置

等を実施しているところである。 以上のとおり、(1)社会全体の気運醸成に向けた取組においては、全国的規模の取組並びに各地方の実情に応じた取組を実施することで、社会的気運の醸成を様々な規模 で効果的に実施しており、さらに(2)個別企業の取組の促進に向けた取組においても、 事業主団体の取組促進から個別企業労使による自主的な取組支援に至るまで、施策対象に応じた取組を実施しているところであり、これらが一体となった政策パッケージとして有機的に機能することで、効果的・効率的な事業展開が図られているといえる。

【総合的な評価】

【総合的な評価】
上記のように、施策対象に応じた効果的・効率的な取組が行われ、各指標の目標も達成していることから、我が国における仕事と生活の調和の実現に向けた取組として適切に運営されていると考えることができる。
さらに、21年度においては、シンポジウムを廃止する一方、セミナーの回数を増やすなど既存事業の改廃を行うとともに、所定外労働の長い業種、年次有給休暇の取得率が低い業種など、業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定を支援する事業を新たに実施するなど、新たな政策手段の検討を進めているところである。なお、第170回臨時国会において、特に長い時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が行われ、平成22年4月1日から施行されることとなり、今後さらに労働時間等の設定改善が重要な課題となる中で、上記の助成・援助事業が一層効果的に作用することが期待される。

個別日煙に関する証価

4,	, 但別日际に送りる評価									
個	個別目標1 労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること									
	別目標に係る指標									
(プウトカム指標 達成水準/達成時期)									
※	【 】内は、目標達成率(実績値/	<u> (達成水準)</u> □ H 1 6) H17	H18	H19	H20				
1	労働時間等の課題について労使が 話し合いの機会を設けている割合	_	_	38. 6 [-]	41. 5	46. 2 [111.3%]				
	(単位:%)(前年以上/毎年) ※施策目標に係る指標1と同じ。									
2	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%)(前年以下/	12. 2	11. 7	10.8	10.3	1 O. O [97. 1%]				
	毎年) <u>※施策目標に係る指標2と同じ。</u>									
3	年次有給休暇取得率(単位:%) (前年以上/毎年)	46. 6 [-]	47. 1 (-)	46. 6 [-]	$\begin{bmatrix} 47.7 \\ [-] \end{bmatrix}$	— (集計中)				

	※施策目標に係る指標3と同じ。					
4	30代男性の週労働時間60時間	20. 3	23. 4	21. 7	20. 2	20.0
	以上の就業者の割合(単位:%)	[-]	[-]	[-]	[-]	[99.0%]
	(前年以下/毎年)					

(調査名・資料出所、備考)

- 上記指標1~3は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)」に掲げられたものを踏襲。なお、同指針においては、指標1~3について、それぞれ以下のように中長期的な数値 目標(各主体の取組が進んだ場合の社会全体の目標値)が掲げられている。

 - (いずれも、現状→5年後→10年後) 1:41.5%→60%→全ての企業で実施 2:10.8%→2割減→半減

 - 3:46.6%→60%→完全取得
 - なお、調査名は以下のとおり。
 - 1:厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する 意識調査 |
 - 2:総務省「労働力調査」
 - 3:厚生労働省「就労条件総合調査」(企業規模30人以上)
 - 4:総務省「労働力調査」
- ・指標2及び4の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。 ※指標3については、平成20年度の数値を現在集計中であり、21年10月頃公表予

個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業 (評価対象事務事業)」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ

主に有効性及び効率性の観点から) 労働時間等の設定改善に向けた取組については、事業主団体の取組促進から個別企業 労使による自主的な取組支援に至るまで、施策対象に応じた取組を実施しているところ である。

「労働時間等の設定改善援助事業」と「労働時間等設定改善推進助成金」について、 6該事業に取り組んでいる中小企業集団もしくは中小企業団体においては、年次有給休 暇の取得率及び所定外労働時間の改善状況をみると、いずれも我が国全体の平均値を上 回る改善効果が見られる(※)。また、職場意識改善助成金については、平成20年度に創設した助成金であり、「2年間にわたる職場意識改善計画」を策定し、労働時間の設定改善に取り組む事業であるため、現段階で事業の効果を図ることはできないが、「職

施策の検討に支障をきたすこと ・事実関係を意図的に隠蔽することに伴い、さらには適切な労働時間管理を怠ったり、 ・サービス残業を助長するなどのおそれがあること 等から、助成金や指導・助言による取組ノウハウの提供など、個々の事業場の取組度合いに応じた各種メニューを整備しているところである。

(※) 各事業における対象企業等の労働時間等の改善実績

労働時間等設定改善援助事業

○「年次有給休暇の取得促進」の取り組み結果

取り組みを行った336中小企業集団(2,791事業場)において、年次有給休 暇の取得率が平均で4.2%上昇

○「所定外労働の削減」の取り組み結果

取組を行った338中小企業集団(2,491事業場)において、所定外労働時間 数が平均で16.1%削減

労働時間等設定改善推進助成金

○「年次有給休暇の取得促進」の取り組み結果 取組を行った45中小企業団体において、年次有給休暇の取得率が平均で6.4%

○「所定外労働の削減」の取り組み結果 取組を行った47中小企業団体において、所定外労働時間数が平均で13.7%削

←全国平均:年次有給休暇取得率:集計中 所定外労働時間: 9. 4%削減

	成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価
事務事業名	労働時間等設定改善援助事業
平成20年度	624百万円(補助割 <u>合:[国 /][</u> /][/])
予算額等	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他(
平成20年度	
決算額	256百万円
	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所
実 施 主 体	都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
	~ その他())

事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)

労働時間等の設定の改善の具体的な進め方について、仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う。「労働時間設定改善アドバイザー」を地域の主要な事業主団 体に配置し、個別具体的な指導援助を希望する中小企業集団の構成事業主を定期的に訪 問し、効果的・効率的な援助を行うもの。 政府決定・重要施策との関連性

憲章及び行動指針の内容を踏まえた事業である。

事業(予算)実績等	Н16	н17	н18	н19	н2О
予算推移(補正後)					
(百万円)	_		747	646	624
予算上事業数等					
(単位:中小企業集	_	_	444	422	422
団)					
事業実績数等 (単位:中小企業集	_	_	407	368	344
団)					

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。

前述のとおり、実際に取組を行った中小企業集団においては一定の成果を見ていると ろであるが、予算上の中小企業集団数と実績との間に乖離が生じているため、事業内 容を理解してもらい、事業に取り組む主体の数の増加に向けて、一層の周知を図ること が必要

個別月標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価

事務事業名|労働時間等設定改善推進助成金

平成20年度 予算額等	431百万円(補助 <u>割合:[国 /</u>][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()									
平成20年度	一阪五可、牛並付五、刀関体炭付五、ての心()									
<u> 決算額</u>	<u>決算額</u> <u>242百万円</u> 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所									
実施主体	本省、 都道府 その他	f県、市区町村	<u>劃</u> 同(監督者、 寸、独立行政》)	去人、社会福	寺至7、快投所 祉法人、公益》	t 法人				
事業の概要・	必要性	(事業の目的	为、対象、事業	内容、事業の	必要性等)					
						或を行うもの。				
の労働者及び	子の養育	育の労働者の	ための労働時	間等の設定の	改善に取り組	E娠中、出産後 目む中小企業団				
体に対して上			' <u>°</u>							
憲章及び行動			た事業である	00						
事業(予算)実		Н16	Н 1 7	н 18	н 19	н20				
予算推移(補	正後) 万円)	_	_	246	505	431				
予算上事業数	等									
(単位:中小: 体)	企業団	_	_	80	80	62				
事業実績数等 (単位:中小)				60	60	50				
体)	. —	_	_	63	69	50				
実施状況の評価があるよう	<u>価と今1</u>	<u> </u>	(善点について	は期限を示す		き見ていると				
一 則処のこの	り、天皇 、予算	宗に取組を17 トの中小企業	団体数と実績	・ 回体において この間に この間に この	. は一足の放棄 ∮が生じている	ため、事業内				
容を理解して						知を図ること				
が必要。 個別日標を	達成する	るための事務	事業(評価対	多 事務事業)	の評価					
		識改善助成金			- 					
平成20年度 予算額等		百万円(補庭)	助割 <u>合:「国</u> 会、労働保険物	/][/ 诗会、その他][/]])				
平成20年度 決算額		1 7	3百万円							
人异识	本省、			安定所、均等	等室)、検疫所	Ť				
実施主体	都道府その他	i県、市区 <mark>町</mark> 1(可、 独立行政》)	去人、社会福存	祉法人、公益:					
事業の概要・	<u> 必要性</u> おける	<u>(事業の目的</u> 労働時間等 <i>の</i>	<u>り、対象、事業</u> シシウの改善の	内容、事業の	<u>必要性等)</u> 「スため 労働	 肺間等の設定				
の改善に向け	た職場が	意識の改善に	放足のほ言の	た中小企業の)事業主に対し	助成を行うも				
の。	市优生	トク門キササー								
	政府決定・重要施策との関連性 憲章及び行動指針の内容を踏まえた事業である。									
事業(予算)実	績等	Н 1 6	Н 17	Н 18	Н19	н2О				
	正後) 万円)	_	_	_	_	218				
予算上事業数 (単位:事業)		_	_	_	_	420				
事業実績数等	事業実績数等									
<u>(単位:事業</u> 実施状況の評			<u>ー</u> 揺善点について	 は期限を示す		408				
職場意識改	善助成:	金については	は、平成20年	F度に創設し#	こ助成金であり	0、「2年間に				
わたる職場意思 現段階で事業		計画」を策定 を図スことに	!し、労働時間 !できないが]の設定改善に	取り組む事業	きであるため、 こ取り組んでい				
る事業場数が、	、予算	け上されてい	る事業場数の	・ 弱場高級以 9割以上の水	、雪奶炒並」に 〈準となってい	る。				
なお、平成	21年	度からは 、 別	事業にて養成	この支援を行う	うこととしてい	1る「仕事と生				
冶の調利推進	アトバ	1ワー(仮札	1//」を活用し	に正美寺に刃	ししい以金色	上乗せして支				

給する措置を導入することとしており、当助成事業が一層有効に活用されるものと考え られる

|個別目標2||仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
1	労働時間等の課題について労使が			38. 6	41. 5	46. 2
	話し合いの機会を設けている割合	_	_	[-]	[-]	[111.3%]
	(単位:%)(前年以上/毎年)					
	※施策目標に係る指標1と同じ。					
2	週労働時間60時間以上の雇用者	12. 2	11. 7	10.8	10. 3	10.0
	の割合(単位:%)(前年以下/	[-]		[-]	[-]	【 97. 1%】
	毎年)					
	※施策目標に係る指標2と同じ。					
3	年次有給休暇取得率(単位:%)	46.6	47. 1	46.6	47. 7	_
	(前年以上/毎年)	[-]		[-]	[-]	(集計中)
	※施策目標に係る指標3と同じ。					

(調査名・資料出所、備考)

調査名・資料出所、備考) 上記指標1~3は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)」に掲げられたものを踏襲。なお、同指針においては、指標1~3について、それぞれ以下のように中長期的な数値目標(各主体の取組が進んだ場合の社会全体の目標値)が掲げられている。(いずれも、現状→5年後→10年後)1:41.5%→60%→全ての企業で実施2:10.8%→2割減→半減3:46.6%→60%→完全取得なお、調査名は以下のとおり。1:厚生労働省「平成19年労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調

1:厚生労働省「平成19年労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調 和に関する意識調査」 2:総務省「労働力調査」

3:厚生労働省「就労条件総合調査」(企業規模30人以上)

・指標2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているがより 小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。 ※指標3については、平成20年度の数値を現在集計中であり、21年10月頃公表予

個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業 (評価対象事務事業)」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ

主に有効性及び効率性の観点から)

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るため、平成19年度には、 ブロックごとの「仕事と生活の調和推進会議」の設置及び仕事と生活の調和キャンペーン(シンポジウム及びセミナー)を実施していたところであるが、さらなる気運醸成を図るため、これらの取組に加え、平成20年度には「仕事と生活の調和推進プロジェク ト」、「仕事と生活の調和推進会議」の都道府県ごとの設置、「仕事と生活の調和推進指標診断サービス事業」、「地方版仕事と生活の調和推進プロジェクト」の事業を新規に 立ち上げたところである(平成20年度の事業については「3. 施策目標に関する評価」に記載したとおり。)

これらの取組の施策目標への寄与度を個別に把握することは困難であるが、仕事と生 活の調和の実現に向けては、社会的気運の醸成のため厚生労働省として重要性や効果等について継続して広く国民全体に発信していくことが重要であり、ガイドラインの周知啓発や個別企業の取組の助成事業等と一体的なパッケージとして展開していくことで有効な政策となるものであり、個別目標2に係る指標も達成していることから、社会的気 運の醸成に係る諸施策についても、適切に運営され、有効に機能しているといえる。

さらに平成21年度からは、既存事業を見直してシンポジウムを廃止するとともに、 仕事と生活の調和の実現に向けた全国的な気運醸成を図る取組と、地方の実情に応じた 気運醸成を図る取組を両輪として推し進めることとしているところである。このため、

全国的な気運醸成を図る取組として、業界団体による業種ごとの特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定を支援する事業及び仕事と生活の調和について相談・助言を行う専門家の養成支援事業を実施する予定としている。また、地方の実情に応じた気運醸成を図る取組としては、仕事と生活の調和に積極的に取り組む「宣言都市」を支援する事業を新たな政策手段としており、行動指針に掲げられた目標の達成に向け、より一層の気運醸成を図ることとしているところである。

				, G 0			
個別目標を達	成する	ための事務	事業(評価対象	象事務事業)(の評価		
事務事業名 仕事と生活の調和推進プロジェクト							
平成20年度 予算額等				/][/ 持会、その他			
平成20年度 決算額	13.22		五万円 五万円				
実施主体	都道	、厚生局、党	労働局(監督	署、安定所、 政法人、社会	均等室)、検疫 福祉法人、公	所 益法人	
	<u>必要性</u> 表する1 事と生活	(事業の目的 企業10社(活の調和の9	(以下「参画企 実現に向けた)		の協力を得な	がら、参画企 することを通	
政府決定・重要 憲章及び行動			 .た事業である) _o			
事業(予算)実		Н16	H17	Н18	Н19	Н2О	
	万円)			_	_	119	
予算上事業 (単位:参画企	業数)	_	_	_	_	10	
事業実績数 (単位:参画企	`業数)	_	1	_	_	10	
実施状況の評価	面と今後	後の課題 (改	(善点について	は期限を示す	·)		
いったことに く国民にPR 各社の経営ト 開したところ を様々な手法 の厚生労働省	つすッでをといる。	我が国を代 目で 芸 芸 芸 表 明 は で と り と り と り と り と り で と り で と り で と り で と り で り と り と	表する参画企会である。	注業10社の社 る。平成20 記のPRを新聞 も引き続き、 まと生活の調和 いくこと	t 会的影響力を) 年度において 引紙上やパンフ 参画企業各社] の重要性や郊 [いる。		
			事業(評価対象 推進会議の開		の評価		
争切争来口							
平成20年度 予算額等	74E 一般会)割合:[国 <i>)</i> 会、労働保険 ⁹	/][/ 持会、その他][/]])	
平成20年度 決算額			百万円				
実施主体	都道 その	府県、市区 他(町村、独立行[政法人 、 社会)	均等室)、検疫 福祉法人、公		
を図るため、 よる「仕事と5 先進的な取組 ⁷	る仕事で 都道府県 生活の調 を行う1	と生活の調和 見ごとに、労 間和推進会議 企業の好事例]の実現につい 使をはじめ、 」を開催し、 ¹	地方公共団体 也域の特性を跳	関係者相互の合 な、学識経験者 沓まえた提言の	 高意形成の促進 等の代表者に D策定・公表、	
政府決定・重要 (予算) 実	指針の区	内容を踏まえ					
	$\Delta = -$	H 1 6	ш 1 /	11 1 0		i ii:7()	

予算推移(補正後) (百万円)	_	_	_	_	74
予算上事業数等 ・会議開催数 (単位:回)	-	_		_	141
事業実績数等 ・会議開催数 (単位:回)		_		_	137

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)
47都道府県ごとに「仕事と生活の調和推進会議」を設置し、会議を開催しているところであるが、一部の都道府県労働局については、地域の特性を踏まえた提言の策定が実施されていないことから、平成21年度において提言をとりまとめることを予定して いる。また、提言をとりまとめているところについては、提言に対するフォローアップ を実施する予定としているところである。

個別目標3 | 多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

※※【 】内は、目標達成率 [実績値/達成水準×100(%)]

	Н16	Н 17	н 18	н 19	Н2О
1 特別な休暇制度普及率(単位:%)	_	_		66	72
(前年以上/毎年)	[-]	[-]	[-]	[-]	【109.1%】
2 テレワーカー比率(単位:%)	_	10. 4	_	_	15. 2
(20%/平成22年)	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]

(調査名・資料出所、備考)

1:厚生労働省勤労者生活部企画課調べ

2: 国土交通省「テレワーク人口実態調査」

個別目標3に関する評価(個別目標を達成するための事務事業 (評価対象事務事業)」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ 主に有効性及び効率性の観点から)

仕事と生活の調和の実現に向けては、労働時間等の設定を労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものに改善することが必要であるため、「特別な休暇制度普及促進事業」、「テレワーク普及促進等対策」等を展開しているところで ある。

「特別な休暇制度普及促進事業」については、ボランティアや地域活動等への参加を目的とした特別休暇制度が健康の増進について一定の効果が期待されるほか、犯罪等の被害に遭った労働者の精神的又は肉体的被害のための休暇制度の必要性も指摘されると ころであり、それらの周知のための取組を実施した結果、前述のとおり特別な休暇の普及率が10%程度上昇したところである。今後とも、さらなる制度の普及促進に向けて特別な休暇の必要性や好事例の周知を一層推進していくこととしている。

| 特別な体験の必要性や好事例の周知を一曽推進していくこととしている。
「テレワーク普及促進等対策」については、平成19年5月に策定された「テレワーク人口倍増アクションプラン」等に基づき、厚生労働省としては適正な労働条件下でのテレワークの普及促進に向けた取組を実施しているところであるが、平成20年度の調査では、テレワーカー比率は15.2%となっている。テレワークの実施に係る相談や好事例の提供等を実施するテレワーク相談センターの相談件数についても毎年上昇していることから一定の成果が認められているところであり、「平成22年までにテレワーカーの就業者人口に占める割合2割を達成する」という政府目標の達成に向けて、一層の関係の保護が求められていると言えである。 の取組の促進が求められているところである。

<u> 個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価</u> 事務事業名 |特別な休暇制度普及促進事業 事務事業名 85百万円(補助割合:[国 平成20年度 1)][予算額等 般会計、年金特会、労働保険特会 その他(平成20年度 決算額 77百万円 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 実施主体 その他(事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等) 企業などで労使交渉のもとに任意で定められる特別な休暇制度の普及促進を図るため、 好事例集の企画作成、体験プログラムの実施、イベントへの講師派遣による普及啓発等 を行う事業。 政府決定・重要施策との関連性 憲章及び行動指針の内容を踏まえた事業である 事業(予算)実績等 Н 1 6 H 17 Н18 н 19 H20 予算推移(補正後) 84 (百万円) 予算上事業数等 ① 21 ② 47 ①体験プログラム開催数(回) 1 21 $\tilde{2}$ $\bar{4}\bar{7}$ ②セミナー等数(回) 事業実績数等 ①体験プログラム開催数(回) 1 12 1 18 2 24 2 28 ②セミナー等数(回) 実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。 事業において実施した「特別な休暇制度に関する導入状況・意識調査」の結果、特別な休暇制度の普及率は、平成19年度で66%、平成20年度で72%と推移しており、 制度の普及啓発が有効に実施できているものと考える。
一方、特別な休暇制度の普及率は、社員数100人未満の企業平均で31.3%、社 員数100人以上1,000人未満の企業平均で80.0%、社員数1,000人以上の企業平均で88.3%と、規模が小さい企業には十分に普及していない現状が見られることから、中小の企業にも特別な休暇制度を普及させるため、引き続き事業を実施していくこととする。
実際に特別な休暇(ボランティア休暇等)を取って地域活動等を行う体験プログラム ついては、選定した重点6モデル地域(北海道・埼玉・愛知・兵庫・広島・福岡)に おいて計18回実施し、合計1,635名の参加者を集めており、特別な休暇制度の普及促進のために有効な実施ができたものと考えられる。21年度についてもモデル地域の半数を新たな地域として、合計7地域において同様の体験プログラムを実施し、制度 の普及啓発に努める。 イベントへの講師派遣による普及啓発活動ついては、20年度は「仕事と生活の調和」 シンポジウムへ講師を派遣して特別な休暇制度についての講演を行っており、22地域 (各地域1回)にて実施した。22回のイベントでの参加者数合計は3,683名であり、特別な休暇制度を広く周知する手段として有効と思われるため、平成21年度は全国47都道府県(各1回)において特別な休暇制度についてのセミナーを開催し、制度 国4 / 印度加泉 (ローログ) このである のさらなる普及啓発を図る。 個別目標を達成するための事務事業 (評価対象事務事業) の評価 事務事業名 | テレワークの普及促進等対策 平成20年度 74百万円(補助割<u>合:「国</u>])][般会計、年金特会、労働保険特会 予算額等 その他 平成20年度 決算額 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(実施主体 事業の概要・必要性(事業の目的、対象、 事業内容、事業の必要性等) テレワークの普及促進については、適正な労働条件下でのテレワークの普及が重要であることから、以下の取組を行っている。 〇在宅勤務の適切な労務管理の在り方を示した「在宅勤務ガイドライン(情報通信機器

- を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン)」について、内容 を明確化するための改正及びその周知啓発
- 〇テレワーク相談センターにおける専門相談員による相談・助言等の実施
- ○事業主・労働者等を対象とした労務管理等に関するセミナーの実施
- 〇テレワークに関心のある中小企業等に実際にテレワークを体験する機会を与えるテレ ワーク共同利用型システム試行導入事業の実施 政府決定・重要施策との関連性

「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)において「2010年までに2005年比でテレワーク人口倍増を図り、テレワーカーの就業者人口に占める割合2割を達成する」という目標設定がな

され、「仕事と生活事業(予算)実績等 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においても同目標が踏襲された。 Н 16 Н 18 Н 19 H17H20 予算推移(補正後) (百万円) 予算上事業数等 ①テレワーク相談センター設置数(箇 \bigcirc 1 1) 3 ②テレワークセミナー開催数(回) 2 7 事業実績数等 ①テレワーク相談センター設置数(箇 \bigcirc 1 1) 3 ②テレワークセミナー開催数(回

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。) テレワークの普及促進については、厚生労働省としては、適正な労働条件下でのテレ

ワークの普及促進のため、前述のとおりの各種施策を展開しているところである。

平成20年度においては、「在宅勤務ガイドライン」について、内容を明確化するための改正を行ったところであるが、全国主要了都市にて開催したテレワーク・セミナーやテレワーク相談センター等においてその周知啓発を実施した。 テレワーク相談センターについては、相談件数が毎年着実に伸びていることから一定の成果が確認できるものの、より有効に機能を発揮させるため、より広く周知し、利用 しやすい環境の整備を行う必要がある。

また、テレワーカー比率に係る政府目標の期限が平成22年に迫っていることからも、 適正な労働条件下でのテレワークの一層の普及促進に向けた取組をさらに推進していく 必要がある。

指標2

<u>評価結果の万規 施策目標に係る指標の目標達成率</u> 1標1 目標達成率 113% 1標2 目標達成率 97% 1標3 目標達成率 -%(集計中) 指標3

※指標2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、 より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。 (目標達成率を算定できない場合、その理由)

- 評価結果の政策への反映の方向性 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に〇) 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに〇)
- (イ)施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ)見直しを行わず引き続き実施
- (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- 機構・定員要求を検討(該当する場合に〇)

憲章及び行動指針において設定された目標達成のため、仕事と生活の調和の実現に向 けた取組の一層の推進が求められているため。

我が国の労働時間をめぐる状況は、特に30歳代男性の長時間労働が常態化するなど、労働時間が長い者と短い者との「労働時間分布の長短二極化」の状態にある。また、現 在の厳しい経済状況の下で、所定外労働を中心に長時間労働が一部緩和されている面も生じているが、今後の景気回復期も含め長時間労働を抑制するという観点が求められている。このため、憲章及び行動指針を踏まえ、中央・地方における取組を推進する社会 的気運の醸成を図るとともに、景気回復期も含め長時間労働を抑制するという観点から 「制度的」な取組を行う企業等に対する支援事業を実施し、仕事と生活の調和の実現を

施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに〇)

(施策目標に係る指標)

指標の変更を検討

達成水準又は達成時期の見直しを検討

(個別目標に係る指標)

i 指標の変更を検討

達成水準又は達成時期の見直しを検討

特記事項

- ①国会による<u>決</u>議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当 (1)有・無

 - (2) 具体的記載

「経済財政改革の基本方針2009(骨太の方針2009)」(平成21年6月23日閣議決定) においては、以下の記載がなされたところである。 「<前略>仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を

行う。」

「経済財政改革の基本方針2008(骨太の方針2008)」(平成20年6月27日閣議決定)

においては、以下の記載がなされたところである。 「国・地方・労使を始めとする社会全体の取組により、「憲章」及び「行動指針」に掲げられた数値目標の達成を目指し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を 推進する。」

「「子供と家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の 子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現を車の両輪 として、少子化対策を行う。」

「社会保障の機能強化のための緊急対策~5つの安心プラン~」(平成20年7月29日政府取りまとめ)においては、「3.未来を担う「子どもたち」を守り、育てる社会②仕事と生活の調和の実現」として項目立てがなされ、「子育て中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに」という記載がなされている。

「新雇用戦略」(平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料)においては、「安定した雇用・生活の実現」、「安心・納得して働くことのできる環境整備」と して、「仕事と生活の調和の実現」が取り上げられている。

- ③審議会の指摘

 - (1)有・<u>無</u> (2)具体的内容
- ④研究会の有無
 - (1) 有・無
 - (2)研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当 (1)有・無

 - (2) 具体的状况

平成19年度重要対象分野として、「少子化社会対策に関連する、仕事と生活の調和(ワ ーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組」が選定され、具体的な答申課題(要旨) 及びそれに対応する検討結果は以下の通り。

- Ⅱ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組
 - 1 厚生労働省の施策(労働時間等の設定改善)
 - ① 週労働時間60時間以上の雇用者の割合だけでなく、複数の指標を用いて、労

働時間に係る課題の全体像をとらえることが求められる。

また、週60時間以上の雇用者の割合を減少させるという目標の達成に向けて、 事業主に対する助成金や推進会議の開催等がどの程度寄与したかについての効果 把握が求められる。

- → 指標については、本評価書2ページ(波線部分)のとおり。 → 労働時間等の設定改善の促進を通じた仕事と生活の調和施策については、中央 ・地方における社会的気運の醸成施策と、事業主団体を通じた支援から個別企業の取組に対する助成に至る施策対象に応じた取組とが一体となった総合的な取組を行っているところであり、個別の助成金や推進会議の開催等の寄与度については把握が難しいが、これらを通じて施策目標に係る指標はいずれも達成目標を上 回る結果となっている。
- ②助成金という政策手段はカバー率が小さく、必ずしも他の企業への波及効果が伴うものではないので、別途、効果が広範に及び、意欲の低い企業にもインセンティブが働くような政策手段を検討し、7000円では使用する7000円である。
- → 本評価書4ページ〜5ページの「個別目標1に関する評価」(波線部分)のと
- ⑥会計検査院<u>に</u>よる指摘 (1)有・無 (2)具体的内容
- ⑦その他

7.	本評価書に関連する他の実績評価書	